

各所属所長 様

公立学校共済組合静岡支部長

マイナ保険証への完全移行に伴う資格確認書の交付及び組合員証等の
取扱いについて（通知）

マイナンバー法の改正により、令和 7 年 12 月 1 日をもって組合員証・組合員被扶養者証（以下これらを「健康保険証」という。）の利用が終了し、同年 12 月 2 日からマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）の利用を基本とする仕組みに完全移行します。

ついては、マイナ保険証の利用登録をしていないなどの理由によりマイナ保険証を利用できない組合員又は被扶養者で、且つ、資格確認書を所持していない者に対し資格確認書を一括交付しますので、下記のとおり御対応願います。

記

1 資格確認書の一括交付について

(1) 交付対象者

令和 6 年 12 月 1 日（健康保険証発行廃止日）以前に組合員又は被扶養者の資格を有し、現在、有効な健康保険証を所持している者で次に該当する者※1

- ・マイナンバーカードを取得していない者
- ・マイナ保険証の利用登録をしていない者
- ・マイナ保険証の利用登録を解除した者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限から一定期間経過した者

※1 令和 7 年 10 月 17 日（金）時点の状況に基づき対象者を抽出します。

対象者は、別添「資格確認書受領書」に記載の者となります。

なお、当該受領書は(3)アに記載の資格確認書等とともに送付しますので、御承知おきください。

(2) 送付日

令和 7 年 11 月 13 日（木）

(3) 配付方法

配付前に書類に不足がないか必ず御確認ください。

なお、リーフレットの送付冊数は資格確認書受領書に記載のとおりとなりますが、内 1 冊は所属所保管用として送付しますので御留意ください。

ア 組合員にお渡しいただく物

	名 称	備 考
1	該当組合員宛ての通知文書	両面 1 枚 人数分のコピーをお願いします。

	名 称	備 考
2	資格確認書	被扶養者がいる場合は、被扶養者分も組合員に配付願います。 資格確認書は、原則、3枚綴りになっていますので切り離して配付してください。
3	臓器提供意思表示欄 保護シール	
4	リーフレット※2	資格確認書を配付する組合員に1冊※3

※2 名称「令和7年12月2日から組合員証・組合員被扶養者証は利用できなくなります」

※3 配付対象者一人につき1冊ではありませんので御留意ください。
被扶養者が別居しているなど別にリーフレットが必要な場合は、コピーを取るなどの対応をお願いします。

イ 受領確認

資格確認書受領書に組合員からサイン（押印も可）を徴し、一年間は所属所にて保管願います。一年経過後は破棄していただいて構いません。

ウ その他

一括交付に当たっては、資格確認書の交付申請は不要です。

2 配付対象外の資格確認書等が同封されている場合

発送前に送付対象者の最終確認を行います。対象者抽出日（令和7年10月17日）以降から書類が到着するまでの間に、組合員の資格喪失又は被扶養者の認定取消処理を行った場合など、やむなく配付対象外の資格確認書等がお手元に届くことがあります。この場合は、大変恐縮ですが配付対象外の者の書類一式を担当宛て御返送ください。

3 健康保険証等の取扱い

(1) 健康保険証

返送は不要です。令和7年12月2日以降、各自で個人情報を読み取れないようにし、破棄していただくよう御説明願います。

(2) 健康保険証以外の証（所持者のみ）

証の名称	対 応
・ 高齢受給者証	有効期限到来後に破棄してください。※4 ただし、今後、医療機関の窓口で資格確認書を提示する場合は、原則、不要となります。
・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証	有効期限到来後に返送してください。※4 (今後も利用します) 今後は、医療機関の窓口で資格確認書とともに御提示ください。
・ 特定疾病療養受領証	返送は不要です。※4 (今後も利用します) 今後は、医療機関の窓口で資格確認書とともに御提示ください。

※4 (1)及び(2)について、資格喪失日（認定取消日）が令和7年12月1日以前の場合は、従前どおり届書に添付して健康保険証等を返送していただく必要がありますので、御留意願います。

4 配付対象外の資格確認書等の返送先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

公立学校共済組合静岡支部 共済業務班給付担当

5 その他

- (1) マイナ保険証の利用登録をしている者については、資格確認書を交付することはできません。マイナ保険証の利用登録の解除を希望する場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書（組合員・被扶養者関係様式第24号）」を提出するよう御説明ください。

なお、様式は当支部のホームページからダウンロードできます。

【公立学校共済組合静岡支部ホームページ】

静岡支部トップページ > 事務担当者専用ページ > 様式集 >

様式ダウンロード（令和5年度以後用） > 組合員・被扶養者関係

- (2) 一括交付に関して御不明な点がありましたら担当まで連絡をお願いします。

担 当 共 済 業 務 班 給 付 担 当
電話番号 054-221-3135

資格確認書受領書

公立学校共済組合静岡支部

- | | | |
|---|--------|--------------------|
| 1 | 交付枚数 | 15 枚 |
| 2 | リーフレット | 6 冊（所属所保管用 1 冊を含む） |
| 3 | 配付対象者 | |

[illegible]

該当組合員 様

公立学校共済組合静岡支部長

マイナ保険証への完全移行に伴う資格確認書の交付及び組合員証等の
取扱いについて（通知）

マイナンバー法の改正により、令和 7 年 12 月 1 日をもって組合員証・組合員被扶養者証（以下これらを「健康保険証」という。）の利用が終了し、同年 12 月 2 日からマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）の利用を基本とする仕組みに完全移行します。

については、マイナ保険証の利用登録をしていないなどの理由によりマイナ保険証を利用できない組合員又は被扶養者の方で、且つ、資格確認書を所持していない方に対し資格確認書を一括交付しますので、下記により受領いただき、今後、医療機関を受診等される際に御利用ください。

記

1 資格確認書の一括交付について

(1) 交付対象者

令和 6 年 12 月 1 日（健康保険証発行廃止日）以前に組合員又は被扶養者の資格を有し、現在、有効な健康保険証を所持している方で次に該当する方

・マイナンバーカードを取得していない方
・マイナ保険証の利用登録をしていない方
・マイナ保険証の利用登録を解除した方
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限から一定期間経過した方

(2) 受領方法

資格確認書等を受領する際は、事務担当者の方から提示される「資格確認書受領書」にサイン（押印も可）をお願いします。

ア 受領いただく物

	名 称	備 考
1	該当組合員宛ての通知文書	当文書（両面 1 枚）
2	資格確認書	被扶養者の方がいる場合は、被扶養者分も受領してください。
3	臓器提供意思表示欄 保護シール	
4	リーフレット※1	資格確認書を受領する組合員に 1 冊※2

※1 名称「令和 7 年 12 月 2 日から組合員証・組合員被扶養者証は利用できなくなります」

※2 配付対象者の方一人につき1冊ではありませんので御留意ください。
被扶養者の方が別居しているなど別にリーフレットが必要な場合は、
コピーを取るなどの対応をお願いします。

イ その他

一括交付に当たっては、資格確認書の交付申請は不要です。

2 健康保険証等の取扱い

(1) 健康保険証

返却は不要です。令和7年12月2日以降、各自で個人情報を読み取れないようにし、破棄してください。

(2) 健康保険証以外の証（所持者のみ）

証の名称	対 応
・ 高齢受給者証	<u>有効期限到来後に破棄</u> してください。※3 ただし、今後、医療機関の窓口で資格確認書を提示する場合は、原則、不要となります。
・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証	<u>有効期限到来後に事務担当者へ返却</u> してください。※3（ <u>今後も利用します</u> ） 今後は、医療機関の窓口で資格確認書とともに御提示ください。
・ 特定疾病療養受領証	<u>返却は不要</u> です。※3（ <u>今後も利用します</u> ） 今後は、医療機関の窓口で資格確認書とともに御提示ください。

※3 (1)及び(2)について、資格喪失日（認定取消日）が令和7年12月1日以前の場合は、従前どおり届書に添付して健康保険証等を返送していただく必要がありますので、御留意願います。

3 その他

- (1) マイナ保険証の利用登録をしている方については、資格確認書を交付することはできません。マイナ保険証の利用登録の解除を希望する場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書（組合員・被扶養者関係様式第24号）」を提出してください。

なお、様式は当支部のホームページからダウンロードできます。

【公立学校共済組合静岡支部ホームページ】

静岡支部トップページ > 組合員専用ページ > 様式集 >

様式ダウンロード（令和5年度以後用） > 組合員・被扶養者関係

- (2) 一括交付に関して御不明な点がございましたら担当まで連絡をお願いします。

担 当 共 済 業 務 班 給 付 担 当
電話番号 054-221-3135